

17. 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模 (処置要求)

中小企業庁、(独)中小企業基盤整備機構本部
217億8227万円(指摘金額)

事業の概要

- ✓ 特定地域中小企業特別資金事業(特定地域事業)は、東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所等における事故により移転を余儀なくされている中小企業者等(移転中小企業者等)に対して、その事業の継続又は再開の用に供する土地、建物等の取得、整備等のために必要な資金や運転資金を貸し付ける事業
- ✓ 特定地域事業を行う公益財団法人福島県産業振興センター(センター)に必要な資金を無利子で貸し付ける福島県に対して、その貸付け(県貸付金)に係る資金の一部を、(独)中小企業基盤整備機構(機構)が無利子で貸し付け(機構貸付金。貸付金額計703億円)

検査の結果

- ✓ 貸付事業における新規の貸付件数は、事業が開始された平成23年度に比べて24年度以降大きく減少し令和3年度は1件。貸付原資393億円のうち、一度も貸付けに活用されずにセンターが保有している額は237億円
- ✓ 管理事業における事務費、貸倒引当金等に充当するための基金の運用収入等に係る未使用額は24億円
- ✓ 以上の237億円と24億円から今後見込まれる貸付額や事務費等を除いて試算した結果、218億円はセンターにおいて使用見込みがなく、機構貸付金ベースでの使用見込みのない金額は217億円
- ✓ 県貸付金の規模の見直しは、貸付実施期間の終了日の属する年度末(当初は平成24年3月)等に行うこととなっていたが、貸付実施期間が毎年度延長されていて、結果としてこれまで行われていない
- ✓ 中小企業庁及び機構は、県から毎年度末提出される資料により、貸付需要の減少や新たな補助金(※)の交付開始等、制度をめぐる環境の変化を把握できていたにもかかわらず、県と協議するなどして県貸付金の規模の見直しを行っていなかった (※) 福島県原子力被災事業者事業再開等支援補助金

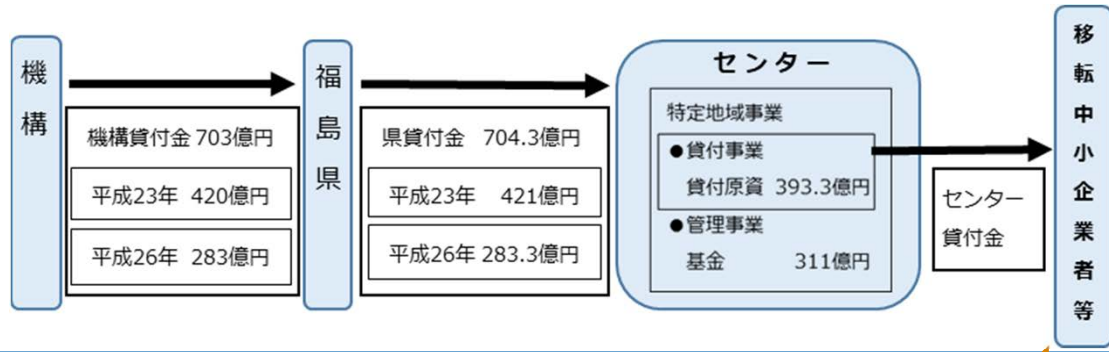
要求する処置

- 使用見込みのない機構貸付金の額の償還を受けて機構が実施する事業に活用することなどができるよう、
- ✓ 県貸付金の規模の見直しを行い、使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、福島県に対して求めること
 - ✓ 県貸付金の規模の今後の見直しについて、貸付実施期間の終了前にも福島県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績等や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が福島県に見直しを求めたりすることを規定することにより、今後も適時に見直しが行われるようにすること

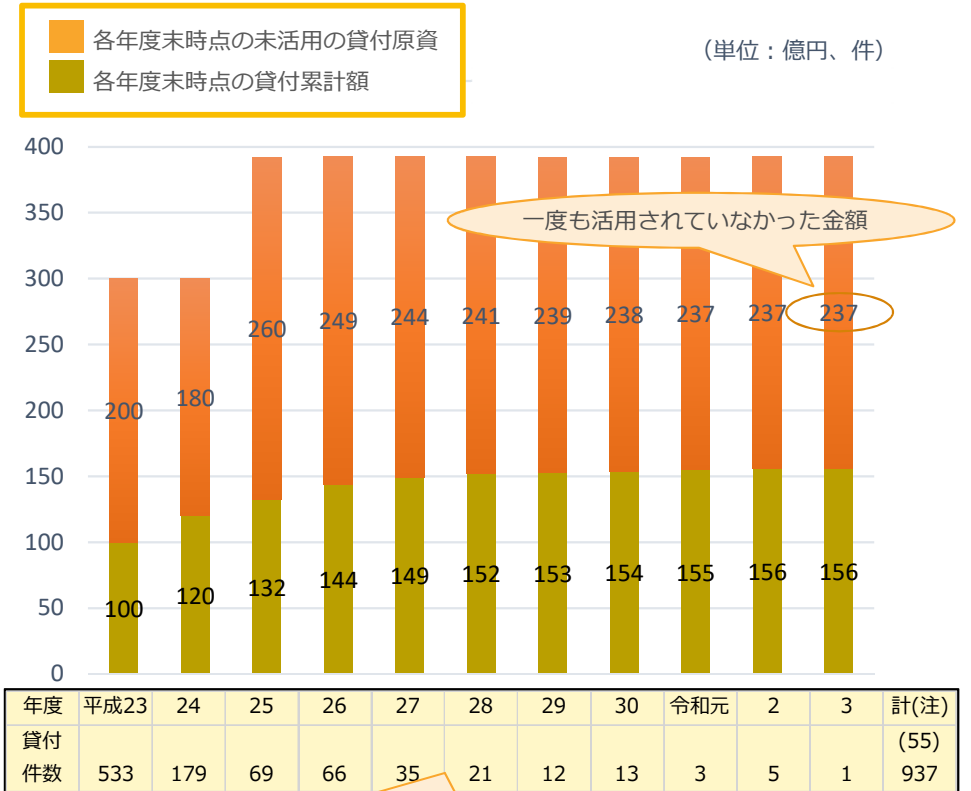
17. 特定地域中小企業特別資金事業に係る貸付金の規模 (処置要求)

中小企業庁、(独) 中小企業基盤整備機構本部
217億8227万円(指摘金額)

貸付金の概要



貸付金の実績等



検査の結果

- ・ 県貸付金の規模の見直しは、結果としてこれまで行われていなかった
- ・ 県による貸付需要の見込みは(28年度以降は特に)減少していたが、機構等はこれを把握しながら、県と協議するなどして規模の見直しを行っていなかった
- ・ 今後の必要額を試算した結果、使用見込みのない額は **217億8227万円** (機構貸付金見合い)



要求する処置

- 使用見込みのない機構貸付金の額を算出して償還するよう、福島県に対して求めること
- 貸付実施期間の終了前にも福島県における見直しが定期的に行われたり、貸付実績等や制度をめぐる環境の変化に応じて機構が福島県に見直しを求めたりすることを規定することにより、今後も適時に見直しが行われるようにすること